

# Q&A

## 疑問相談

### 法人税

## DES (デット・エクイティ・スワップ) による 子会社支援

**Q** 内国法人P社(3月決算)は、15年前に50億円の出資をして、研究開発事業を行う100%子会社S社(3月決算)を設立しましたが、研究開発の不調が原因でS社の財政状態が悪化してきたため、5年前にS社に対して60億円の貸付けを行いました。しかし、その後もS社の事業は不調が続いたことから、P社はグループ全体の研究開発事業を縮小する検討を進めていたところ、当期(令和2年3月期)に入り、外国の製薬会社であるR社から、S社に係る財政状態の改善を条件として、S社を買収したい旨の提案があったため、P社は、S社に対する経済支援により財務健全性を高めた上で、S社をR社に売却することとしました。P社は、S社に対する貸付債権の回収可能額について、合理的な見積り計算に基づき、P社及びS社の合意により5億円と算定し、当期末に、当該債権(時価5億円)の現物出資及びS社株式5億円の取得を行うデット・エクイティ・スワップ(以下「本件DES」といいます。)を実行し、当該債権の譲渡損失45億円を計上しました。

なお、P社は、S社について、本件DESにより経済的な支援をしてR社に売却することにより、今後発生するおそれのある、より大きな損失負担を回避できると判断し、その意思決定は社会通念上も妥当なものとして認められるような事情にあります。

この場合、S社の財政状態やP社・S社の会計処理を踏まえて、本件における税務上の取扱いについてご教示ください。

#### 【S社の財政状態】

	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
借入金	▲60億円	▲58億円	▲56億円	▲54億円	▲52億円	▲50億円
純資産額	10億円	▲5億円	▲10億円	▲40億円	▲70億円	▲95億円

#### 【会計処理】当期末(R2.3)(評価額説)

【P社】	S社株式 5億円	貸付債権 50億円
	譲渡損失 45億円	
【S社】	借入金 50億円	資本金 5億円
		債務消滅益 45億円

**A** 本件DESに係る貸付債権の現物出資は、非適格現物出資に該当するため、P社が取得するS社株式の取得価額は、当該債権の時価評価額5億円となります。また、当該債権の譲

渡損失45億円については、P社が当該債権45億円を放棄することに「相当な理由」があると認められるため、その債権放棄に係る経済的利益の額は、寄附金の額に該当せず、税務上、S社に対する支援損として損金の額に算入することがで

きます。

一方で、現物出資に係る債権の時価評価額は5億円であるため、S社における資本金等の額の増加額は5億円となり、S社の借入債務の帳簿価額50億円と出資債権の時価評価額5億円との差額45億円は債務消滅益として認識され、その消滅益については、青色欠損金等に優先して、期限切れ欠損金により相殺消去することができます。

## 【解 説】

### 1 DES (デット・エクイティ・スワップ)

#### (1) 意義

DESとは、債権者が債務者に対して債権を現物出資して株式の交付を受けるとともに、債務者は当該債権に対応する債務を資本金等の額に振り替える取引をいいます。

#### (2) 特徴

DESの利用により、債務者は財政状態が改善されるだけでなく、債権者に株主として企業経営に参画してもらうことができ、債権者は、将来、債務者が再生した場合に、保有株式から売却益や配当を得る可能性がある点で、債権放棄よりも有利であるといえます。

#### (3) 債権に係る損失

債権の時価評価額と帳簿価額の差額は、譲渡損失としての性質を有する一方で、当該債権に係る請求権の放棄額に相当することから、債権放棄による損失と同様、支援としての性格を有することとなり、税務上は、その支援について経済合理性がない場合、寄附金に該当することとなります。

### 2 非適格現物出資

適格現物出資は、現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係がある場合に、当該完全支配関係の継続が現物出資後においても見込まれており、かつ、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付される現物出資であり、これらの要件を満たさない場合に、非適格現物出資となります(法法2十二の十四イ、法令4の3⑬一)。

### 3 DESによる株式の取得価額

債権を有する法人が、合理的な再建・整理計画に基づき、当該債権の非適格現物出資により株式を取得した場合、その取得した株式の取得価額は、DESにより給付した当該債権の時価評価額となります。なお、子会社等には、当該法人と資本関係を有する者のほか、取引関係、人的関係、資金関係等において事業関連性を有する者が含まれます(法令119①二、法基通2-3-14)。

### 4 DESによる子会社支援

法人がその子会社の解散、経営権の譲渡等に伴い当該子会社のために債権放棄等を行った場合、その債権放棄等をしなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるため、やむを得ずその債権放棄等をするに至った等そのことについて「相当な理由」があると認められるとき、その債権放棄等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないこととされています(法基通9-4-1)。

### 5 子会社支援に係る相当な理由

子会社支援に係る債権放棄等については、

検 討 項 目 及 び そ の 内 容	
再 建 の 場 合	整 理 の 場 合
<b>1. 損失負担の必要性</b>	
(1). 事業関連性のある「子会社等」であるか 資本関係、取引関係、人的関係、資金関係等の事業関連性を有するか	
↓	
(2). 子会社等は経営危機に陥っているか	
イ 債務超過等倒産の危機に瀕しているか	イ 整理損失は生じるか（実質債務超過か）
ロ 支援がなければ自力再建は不可能か	ロ 支援がなければ整理できないか
↓	
(3). 支援者にとって損失負担等を行う相当な理由はあるか 再建又は整理することにより将来のより大きな損失の負担を回避等ができるか	
<b>2. 再建計画等（支援内容）の合理性</b>	
(1). 損失負担額（支援額）の合理性（要支援額は的確に算定されているか）	
イ 損失負担額（支援額）は、再建又は整理するための必要最低限の金額となっているか	
ロ 自己努力はなされているか	
↓	
(2). 再建管理等の有無	
再建管理は行われるか	整理計画の管理は行われるか（長期の場合）
↓	
(3). 支援者の範囲の相当性	
イ 支援者の範囲は相当か	
ロ 支援者以外の事業関連性を有する者が損失負担していない場合、合理的な理由はあるか	
↓	
(4). 負担割合の合理性	
事業関連性からみて負担割合は合理的に決定されているか	
↓	
いずれにも該当する場合	
寄 附 金 に 該 当 し な い	

上記のフローチャートの要件をすべて満たす場合、上記4の債権放棄等をする事について「相当な理由」があると認められることとなり、寄附金に該当しないものとして取り扱われます（国税庁タックスアンサーNo.5280）。

該債権とこれに対応する債務は混同により消滅します。また、債務の帳簿価額と債権の時価評価額との差額は債務消滅益として認識され、その債務消滅益については、青色欠損金等に優先して、期限切れ欠損金により相殺消去することができます（法法59②一）。

## 6 DESにおける債務者の処理方法

DESによる債務者に係る資本金等の額の増加額は、給付を受けた債権の時価評価額に相当する額となり（法令8①一）、当

## 7 事例の検討

- (1) 本件 DES における現物出資  
適格現物出資に該当するための要件と

しては、上記2のとおり、現物出資法人と被現物出資法人との間の完全支配関係の継続が、当該現物出資後も見込まれることが挙げられます。

この点、P社は、本件DESにより取得したS社株式をR社に譲渡することを予定しているため、本件DES後に、P社とS社との間にある完全支配関係の継続は見込まれていません。したがって、本件DESにおけるP社の貸付債権に係る現物出資は、非適格現物出資となります。

## (2) 本件DESにおける株式の取得価額

DESが非適格現物出資の場合、上記3のとおり、株式の取得価額は、現物出資した債権の時価評価額に相当する額となります。

この点、上記(1)のとおり、本件DESは非適格現物出資に該当するため、P社が取得するS社株式の取得価額は、現物出資した貸付債権の時価評価額5億円となります。

## (3) 本件DESによる子会社支援

法人がその子会社の経営権を譲渡するため、当該子会社に係る債権を放棄する場合、上記4のとおり、その債権放棄することに「相当な理由」があると認められるときは、その債権放棄に係る経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとされており、当該債権放棄に「相当な理由」があると認められるためには、上記5のフローチャートの要件をすべて満たす必要があります。

この点、P社は、S社をR社に売却する目的で、S社に対して経済的な支援を行っており、上記5のフローチャートの

うち「整理の場合」の項目について、以下の(a)から(f)までのとおり検討した結果、すべての項目について適用要件を満たし、当該債権45億円の債権放棄には「相当な理由」があると認められることから、その債権放棄に係る経済的利益の額は、寄附金の額に該当しません。したがって、当該債権の放棄による45億円は、S社に対する「相当な理由」のある支援損となり、損金の額に算入することができます。

(a) S社はP社の事業関連性のある子会社に該当する（フローチャート1(1)）。

(b) S社は債務超過となっており、P社の経済的支援により財政状態が改善し、R社への譲渡が可能となる（同1(2)）。

(c) P社は、S社について、本件DESによる経済的な支援により財政状態を改善し、R社に売却することにより、今後発生するおそれのある、より大きな損失負担を回避することができるとともに、そのことが社会通念上妥当なものとして認められるような事情にある（同1(3)）。

(d) 貸付債権の回収可能額5億円は、合理的な見積り計算により、P社及びS社の合意で算定された額で、支援額45億円はその5億円に基づき算定されたことから合理的な額であるといえる（同2(1)）。

(e) P社は、S社について、本件DESにより経済的な支援をした後、短期間でR社に売却するため、再建管理等の有無を検証する必要はない（同2(2)）。

(f) 支援者であるP社はS社の100%親会社であるため、支援者の範囲や支援割合は相当である（同2(3)・(4)）。

#### (4) 本件 DES における債務者処理

DES において、債務者の資本金等の額の増加額は、上記 6 のとおり、現物出資を受けた債権の時価評価額に相当する金額となり、この時価評価額と債務の帳簿価額との差額が債務消滅益として認識されます。

この点、S 社の借入債務の帳簿価額は 50 億円で、現物出資を受けた債権の時価評価額は 5 億円であるため、資本金等の額の増加額は 5 億円、債務消滅益は 45 億円となります。

#### (5) 結論

本件 DES に係る貸付債権の現物出資は、非適格現物出資に該当するため、P 社が取得する S 社株式の取得価額は、当該債権の時価評価額 5 億円となります。

また、当該債権の譲渡損失 45 億円については、P 社が当該債権 45 億円を放棄することに「相当な理由」があると認められるため、その債権放棄に係る経済的利益の額は、寄附金の額に該当せず、税務上、S 社に対する支援損として損金の額に算入することができます。

一方で、現物出資に係る債権の時価評価額は 5 億円であるため、S 社における資本金等の額の増加額は 5 億円となり、S 社の借入債務の帳簿価額 50 億円と出資債権の時価評価額 5 億円との差額 45 億円は債務消滅益として認識され、その消滅益については、青色欠損金等に優先して、期限切れ欠損金により相殺消去することができます。

※本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。  
また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

ディレクター 野田 秀樹》



国税速報ご購入の皆様は

定価 1,000 円以上の書籍をご注文いただけますと

**定価の 2 割引・送料無料**にてお求めいただけます

お申し込みは 大蔵財務協会 電話 03(3829)4141 FAX 03(3829)4001